

「学校において予防すべき感染症」の罹患証明書記入について(依頼)

「学校において予防すべき感染症」に罹患、または罹患した疑いのある本学学生について、下記証明書にご記入くださいますようお願い申し上げます。

「学校において予防すべき感染症」罹患証明書（様式2）

1. 該当学生の情報【この欄は学生本人が記入してください】

学部・学域・研究科	学科・学類・専攻	年
学籍番号	氏名 (男・女)	
連絡先(電話番号)		

2. 疾患名(該当欄にレ点を付けてください)

疾患名	出席停止期間
<input type="checkbox"/> インフルエンザ <input type="checkbox"/> A型 <input type="checkbox"/> B型 <input type="checkbox"/> 不明	発症した後五日を経過し、かつ、解熱した後二日（幼児にあつては、三日）を経過するまで
<input type="checkbox"/> 新型コロナウイルス	発症した後五日を経過し、かつ、症状が軽快した後一日を経過するまで
<input type="checkbox"/> 麻疹	解熱した後三日を経過するまで
<input type="checkbox"/> 風疹	発疹が消失するまで
<input type="checkbox"/> 水痘	すべての発疹が痂皮化するまで
<input type="checkbox"/> 流行性耳下腺炎	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後五日を経過するまで
<input type="checkbox"/> 百日咳	特有の咳が消失するまで又は五日間の適正な治療が終了するまで
<input type="checkbox"/> 咽頭結膜熱	主要症状消退後二日を経過するまで
<input type="checkbox"/> 結核	医師において感染のおそれがないと認めるまで
<input type="checkbox"/> 髄膜炎菌性髄膜炎	医師において感染のおそれがないと認めるまで
<input type="checkbox"/> その他（裏面参照） （ ）	【学校において予防すべき感染症第一種】 治癒するまで 【学校において予防すべき感染症第三種】 医師において感染のおそれがないと認めるまで

3. 出席停止期間

上記疾患、またはその疑いにより、下記の期間の出席停止が妥当であることを証明します。

年 月 日～ 年 月 日

年 月 日

医療機関名
住所(所在地)
電話
医師名印

◎学校において予防すべき感染症

参 考

学校保健安全法施行規則第十八条に定める感染症

種類	病 名
第一種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限る。）、中東呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属MERSコロナウイルスであるものに限る。）及び特定鳥インフルエンザ（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）第六条第三項第六号に規定する特定鳥インフルエンザをいう。次号及び第十九条第二号イにおいて同じ。）、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第六条第七項 から第九項 までに規定する新型インフルエンザ等感染症、指定感染症及び新感染症
第二種	インフルエンザ（特定鳥インフルエンザを除く。）、百日咳、麻しん、流行性耳下腺炎、風しん、水痘、咽頭結膜熱、新型コロナウイルス感染症、結核及び髄膜炎菌性髄膜炎
第三種	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎その他の感染症

※「その他の感染症」は学校で通常見られないような重大な流行が起こった場合に、その感染拡大を防ぐために、必要があるときに限り、第三種の感染症の「その他の感染症」として緊急的に措置をとることができる。（例：感染症胃腸炎・マイコプラズマ感染症・急性細気管支炎等）通常は第三種として扱わない。

種類	病 名
第一種	第一種の感染症にかかった者については、治癒するまで
第二種	<p>第二種の感染症にかかった者については、次の期間。ただし、病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるときは、この限りでない。</p> <p>イ インフルエンザ（特定鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ等感染症を除く。）にあつては、発症した後五日を経過し、かつ、解熱した後二日を経過するまで。</p> <p>ロ 百日咳にあつては、特有の咳が消失するまで又は五日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで。</p> <p>ハ 麻しんにあつては、解熱した後三日を経過するまで。</p> <p>ニ 流行性耳下腺炎にあつては、耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹 が発現した後五日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで。</p> <p>ホ 風しんにあつては、発しんが消失するまで。</p> <p>ヘ 水痘にあつては、すべての発しんが痂皮化するまで。</p> <p>ト 咽頭結膜熱にあつては、主要症状が消退した後二日を経過するまで。</p> <p>チ 新型コロナウイルス感染症にあつては、発症した後五日を経過し、かつ、症状が軽快した後一日を経過するまで。</p> <p>リ 結核、髄膜炎菌性髄膜炎にかかった者については、病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで。</p>
第三種	第三種の感染症にかかった者については、病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで

学校保健安全法施行規則第十九条に定める出席停止の期間